

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1066号

2021年（令和3年）4月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 閑之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関するこ
とに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う
本人通知の省略について（答申）

2021年（令和3年）3月19日付けで諮問（第1066号）された生活保護法
(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関するこに係る個人情報を目的
外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のと
おり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条
例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する
必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供すること
に伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、
次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

岐阜県北方警察署司法警察員から、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基
づき、捜査のため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされ
た。刑事訴訟法第197条第2項の規定は、目的外のために提供しなければなら
ないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられ
ている場合に該当するため、岐阜県北方警察署司法警察員に生活保護受給者情
報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個
人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

本籍、氏名、生年月日、性別、住所、保護開始日、保護費支給金額、保護
費支給方法、保護費支給日

なお、照会書の照会事項の提供の必要性を岐阜県北方警察署司法警察員に確認し、連絡先、生活保護申請日及び取り下げ日並びにその他参考事項について提供する必要はないものと判断した。

- イ 目的外に提供する相手方
- 岐阜県北方警察署司法警察員

- ウ 目的外提供の根拠規定
- 刑事訴訟法第197条第2項

- エ 目的外提供に対する実施機関の考え方

- (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した岐阜県北方警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

- (イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、岐阜県北方警察署司法警察員に問い合わせたところ、次のように述べている。

捜査内容の詳細については回答できないが、照会対象者は、捜査中の車両窃盗事件の被疑者である。生活保護を受給しているのであれば、お金の流れを確認して、生活実態を把握することで、生活困窮が犯行動機の裏付けとなる。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、ほかの代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講ずるよう伝えるものとする。

- (3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを岐阜県北方警察署司法警察員に確認した。

以上のことから、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

- (4) 添付書類

- ア 捜査関係事項照会書

- イ 回答書（案）

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した岐阜県北方警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性について、岐阜県北方警察署司法警察員に問い合わせたところ、次のように述べている。

捜査内容の詳細については回答できないが、照会対象者は、捜査中の車両窃盗事件の被疑者である。生活保護を受給しているのであれば、お金の流れを確認して、生活実態を把握することで、生活困窮が犯行動機の裏付けとなる。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、ほかの代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを岐阜県北方警察署司法警察員に確認した、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以上